

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることが出来る職場環境の整備をするため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和5年12月21日～令和10年12月20日までの 5年間

### 2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

#### <対策>

- 令和5年12月～ 男性育児休業取得を促進するために育児休業についての資料を作成し周知する。
- 令和5年12月～ 母性健康管理についての情報を収集し妊娠中の女性社員が安心して働ける環境を整える。

目標2：育児休業予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育児取得職場復帰をサポートする。

#### <対策>

- 令和5年12月～ 育児休業予定者と面談により「育休復帰支援プラン」を作成し同プランに基づき、業務の整理・引き継ぎに係わる支援等を行う。
- 令和5年12月～ 育児休業を取得する社員の業務を代替することになった社員への引継の対象となる業務については、業務内容や業務体制の見直しなど必要な対応を行う。
- 令和5年12月～ 育児休業終了前の面談や育児休業期間の会社情報、資料を提供することにより職場復帰しやすい環境を整える。